

## 「新しい人事・賃金制度等」の見直しについて 『社員向けリーフレット』

# 数字のトリックに騙されるな！！

新人事賃金制度を妥結した組合に所属する社員は組合役員に聞いてみよう！

「60歳からの基本給70/100から75/100に引き上げ」でもらえる賃金は増えるの！？

会社は今回の新人事賃金制度で「60歳からの基本給を70/100にすることとしていたが、会社として更に処遇改善を図り75/100にした」と新人事賃金制度の『社員向けリーフレット』にいいように書いています。しかし、60歳からなくなる手当がたくさんあります。現制度では基準内賃金として（基本給+調整手当+扶養手当+役付手当）がありますが、新人事賃金制度では60歳から調整手当、扶養手当がなくなります。

《あくまでもひとつの例ですが、例えば基本給40万円、調整手当が1万円、扶養手当が1万円だとします。ボーナスを6ヶ月とします。》

① 新人事賃金制度では基本給は40万円×75%=30万円です。

30万×12ヶ月=360万円・ボーナス30万×6ヶ月=180万円で

【年間合計540万円】

② もし手当がなくならず、会社が当初言っていた70%ではどうでしょうか。

基本給は42万円×70%=29万4000円です。

29.4万円×12ヶ月=352.8万円、

ボーナス（29.4万円+調整手当1万円+扶養手当1万円）×6ヶ月=188.4万円で

【年間合計541.2万円】

### 皆さん！どうですか？

会社は基本給を5%上げるより手当を削った方が得なのです。

基本給を5%上げたことを成果だとしている組合役員に聞いてみましょ！

基本給を5%上げて得をするのはこれ以上もらっている社員だけです。50歳から上昇カーブが緩くなっていて、ここまで届くでしょうか？

頑張っ昇格試験を受けても全員が合格するわけではありません。現行の制度よりもさらに「より多い賃金が欲しかったら会社の言うことに疑問をもたず黙って従え」というのが

「新制度」の目指すところではないでしょうか！？